

# 札幌市におけるウチダザリガニ防除実施計画書

令和7年(2025年)6月10日策定

## 1 特定外来生物の種類

ウチダザリガニ (*Pacifastacus leniusculus*)

## 2 防除を行う区域

札幌市全域

別添「札幌市におけるウチダザリガニ防除対象区域：札幌市全域」のとおり

## 3 防除を行う期間

確認の日から令和17年3月31日まで

## 4 札幌市における生息状況（令和6年度調査による）

### (1) 豊平川本流

砥山橋から下流500m～真駒内川合流部から上流100m付近までの流程で生息

### (2) 簾舞川

豊平川合流部～上流約1,250mの三段堰堤上部までの流程で生息

### (3) 厚別川

藍鱗橋下流30m～山部川合流部付近までの流程で生息

### (4) 厚別川支流（札幌ふれあいの森 ふれあいセンター横）

厚別川合流部～上流100mまでの流程で生息

### (5) 山鼻川

中南ふれあい橋上流100m～中南ふれあい橋までの流程で生息

※令和6年度調査では確認されていないが、確かな目撃情報あり

### (6) 山部川

真栄西公園横～厚別川合流部までの流程約350mで生息

※確かな目撃情報あり（令和6年度調査未実施）

## 5 防除の目標

野外における個体数を減少させ、影響の低減化を長期的な目標とし、ウチダザリガニの生息域の拡大、侵入・定着を阻止する。

## 6 防除の方法

### (1) 使用する捕獲用具の名称

どう、かご（もんどり、カニ籠、アナゴ籠）、たも網、電気ショッカー（別記1参照）。

（どう、かごの周辺には、わな標識（別記2）を装着する。）

### (2) 誘引餌

動物性の餌（魚介類、肉類等）、魚介加工品の菓子を使用する。

### (3) 捕獲用具の設置及び回収

- ア 捕獲用具の設置時は流失防止対策を講じることとし、回収は原則として設置の当日又は翌日に行う。
- イ 罠を設置する場合は、手で触れることを禁止する旨をロープや設置地点付近に表示する。

### (4) 捕獲個体の処分

- ア その場で殺処分する。
- イ その場で殺処分ができない場合は、札幌市豊平川さけ科学館へ運搬し、殺処分する。運搬の際は、チャック付きポリ袋に入れた後に、コンテナやクーラーボックスなど蓋つきの容器に収納するなど、逸出を防ぐための対策を実施する。
- ウ 処分した個体は、廃棄物として適切に処理する。

### (5) 捕獲の際の留意事項

- ア 防除の実施に当たっては、安全の確保及び事故発生の防止に努める。
- イ 捕獲対象となる生物以外の生息に影響がでる期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮し、混獲生物は採捕場所ですみやかに放逐する。
- ウ 従事者等による個人的な持ち帰りや野外への放置のないよう適切に管理する。

### (6) モニタリング・調査

- ア 必要に応じて重点調査区域を設定し、生息状況及び生態系への影響をモニタリングし、防除効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。
- イ 捕獲した個体のデータを測定して「防除記録表」（様式1）に記載する。捕獲時期、罠設置場所、捕獲回数について記録する。

## 7 防除従事者

- (1) 防除従事者は、札幌市内で防除を行う個人・団体とする。
- (2) 札幌市は、防除従事者に対し、防除の内容を具体的に指示するとともに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除の実施を証する「防除従事者証」（別記3）を交付する。
- (3) 札幌市は、「防除従事者台帳」（別記4）を作成し、適切に管理するとともに、原則として毎年4月に更新する。なお、必要に応じて、随時、更新できるものとする。
- (4) 防除従事者は、防除の実施にあたり、防除従事者証を携帯し、地域住民等に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。
- (5) 防除従事者は、防除期間終了後30日以内に、市に防除従事者証を返納する。
- (6) 防除従事者は、「防除記録表」（様式1）により、年度毎に防除の実施結果を札幌市に報告する。

## 8 普及啓発

- (1) 札幌市民の理解の推進を図るため、ホームページ等の広報やマスコミへのプレスリリース等、普及啓発を積極的に行う。
- (2) 防除手法の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努める。

(3) 関係者との調整

防除にあたっては、地域住民、土地所有者、施設管理者等に防除の内容について事前に周知し、合意形成に努める。

9 関係法令の遵守

防除にあたっては、外来生物法及びその他の関係法令を遵守する。

別添

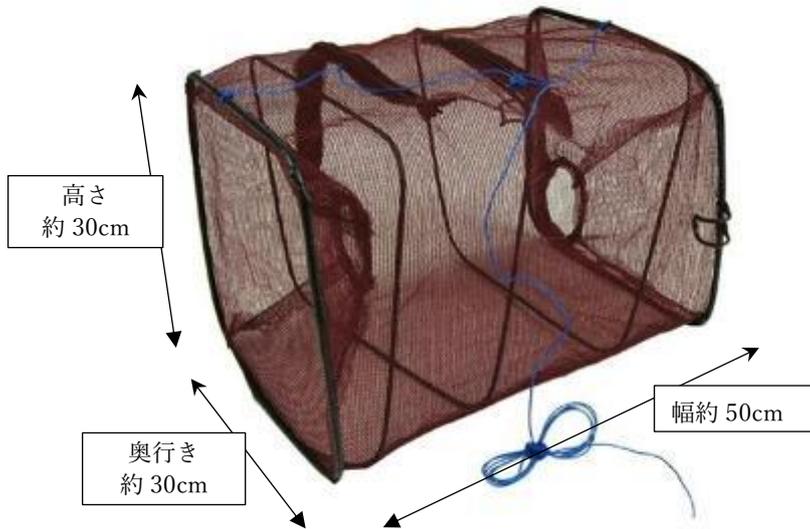
札幌市におけるウチダザリガニ防除対象区域：札幌市全域



(別記 1 捕獲用具)

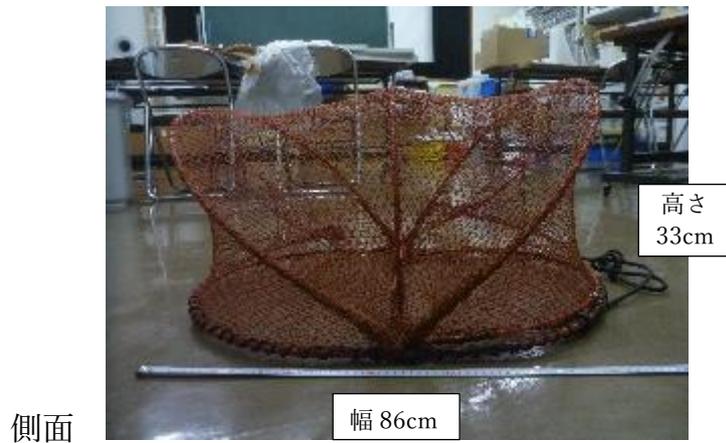
参考：どうの写真（下記と同様のものを使用）

捕獲用具サイズ（高さ約 30cm×幅約 50cm×奥行き約 30cm）



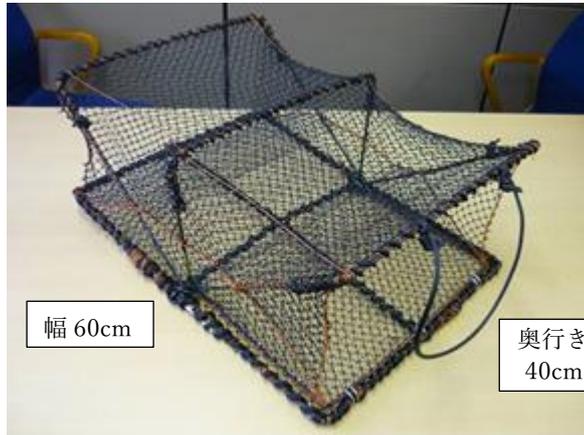
参考：もんどりの写真（下記と同様のものを使用）

捕獲用具サイズ（高さ 33cm×幅 86cm×奥行き 56cm）

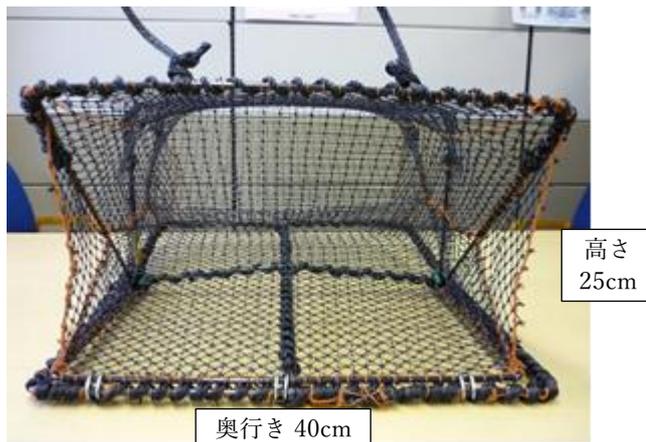


参考：カニ籠の写真（下記と同様のものを使用）

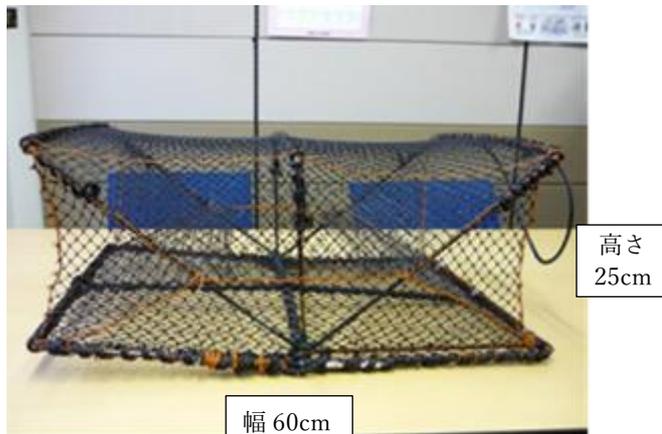
捕獲用具サイズ（高さ 25cm×幅 60cm×奥行き 40cm）



上



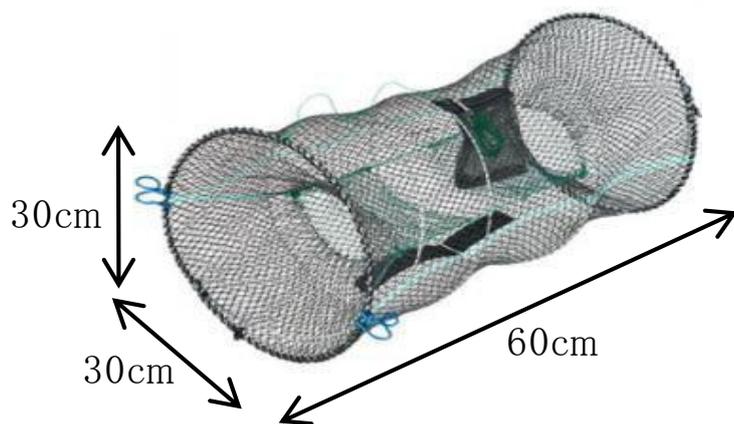
正面



側面

参考：アナゴ籠の写真（下記と同様のものを使用）

捕獲用具サイズ（高さ 30cm×幅 30cm×奥行き 60cm）



参考：たも網の写真



参考：電気ショッカー（下記と同様のものを使用）



- ・ 背負い式
- ・ バッテリー駆動（作業可能時間 40 分）
- ・ 使用可能電動度：10～1.950  $\mu$  S/cm<sup>3</sup>
- ・ 出力電圧：50、100、150、200、250、300、350、400、500、700、900V D C
- ・ 出力波形：DC、スタンダードパルス、バーストパルス
- ・ 出力電力：400W（連続出力時）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

## ウチダザリガニの防除

氏名 (実施主体)	(従事者 ほか 名)
住所	
連絡先	(電話) (担当)
確認・認定	ウチダザリガニ 令和 年 月 第 号
防除の期間	令和7年 月 日から 令和17年3月31日まで

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

# ウチダザリガニの防除従事者証

札幌市長 (印)

氏名	(従事者番号)
住所	
確認・認定	ウチダザリガニ 令和 年 月 第 号
防除の区域	札幌市全域
防除の方法	どう、かご(もんどり、カニ籠、アナゴ籠)、たも網、電気ショッカーによる防除
防除の期間	令和7年 月 日から 令和17年3月31日まで



■様式No.1 ◆防除をより一層進め低密度化を図るために、詳細記録の記入に協力をお願いします。

防除年月日		年 月 日 ~ 月 日					防除従事者名		参加人数	名	
罨仕掛時間・罨引揚時間		年 月 日 : ~ 月 日 :					防除方法		素手・タモ網・電気ショッカー		
防除場所(河川名・地点名)									どう罨・カゴ罨(もんどり・カニ籠・アナコ籠)		
素手 タモ 罨No	設置座標		罨仕掛時 水温℃	罨引揚時 水温℃	川幅 m	水深 m	流速 m/s	河床形状・底質 (解説記事参照)	河畔植生 (解説記事参照)	混獲生物・同居生物 (解説記事参照)	
素手 タモ	(上流端)N: E: (下流端)N: E:	当日水温:									
1	N: E:										
2	N: E:										
3	N: E:										
4	N: E:										
5	N: E:										
6	N: E:										
7	N: E:										
8	N: E:										
9	N: E:										
10	N: E:										
河床形状・底質の解説		1=岩盤、2=泥(0.25mm以下)、3=砂(2mm未満)、4=小礫(2mm以上16mm未満)、5=中礫(16mm以上64mm未満)、6=大礫(64mm以上128mm未満) 7=巨礫(128mm以上)、8=流木 ※河床形状は「早瀬・平瀬・淵・淀み等」、底質は代表的な底質で優占1~3位の底質を記入									
河畔植生の記入例		広葉樹(不明)、ヨシ、フキ、トクサ、イタドリ、草類(イネ科不明)、シダ類、エゾヤナギ、ヤチハンキ、イタヤカエド ※わかる範囲で代表的なものを記入									
混獲生物・同居生物の記入例 (素手・たも網等の場合は、流程内で捕獲した生物名と数を記載)		エゾウグイ(不明な場合はウグイ属)6cm×3、フクドジョウ10cm~12cm×4、ハナカジカ10cm×1、ニジマス20cm×1、モクズガニ甲幅6cm×1、スジエビ6cm~10cm×10、ヨコエビ×12、カワニナ、カワシンジュガイ、ヒゲナガカワトビケラ幼虫×4、モンカゲロウ属幼虫×7、ヘビトンボ幼虫×3、サクラマス死骸60cm×1、サケ死骸70cm×1、ヤマメ8cm×1 ※可能な限り生物名・サイズ・数をわかる範囲で記入									
殺処分年月日		年 月 日			殺処分方法						
No	全長 (mm)	頭胸甲長 (mm)	湿体重 (g)	♂ (雄)	♀ (雌)	稚 ザリ	個体部位の欠損状況 無/有(右/左、第x歩脚、欠/中/小)	抱卵有無 無/有(未発眼/発眼/抱稚仔*)	精包付着 無/有	記事(脱皮状態、稚エビ等) (罨複数の場合は罨Noも記載)	罨No. タモ採り
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

\* 全長(TL): 額角先端部から中央尾扇肢先端までの長さ(頭胸甲長50mm以上の場合に記入)。

\* 頭胸甲長(眼窩頭胸甲長: CL): 眼窩後端から頭胸甲部正中線上の後端部までの長さ。

\* 精包付着: 第3歩脚~第5歩脚の中央部に♂の精子(白色)が付着状態。

\* セメント腺: 腹部両端及び尾扇肢に白色のセメント腺が現れる。

(セメント腺は、10月頃、産卵に備え卵を腹部に定着させるため発達してくる)

